

愛育センター感染対策指針

愛育センターは、利用児の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用児の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等、感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、当センターにおける適正な感染対策の取組みを行う。

2 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ア 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- イ 職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、職員が感染源となることを予防し、利用児および職員を感染の危険から守ることを目的とした「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
- （ア）標準的な感染予防策
 - （イ）衛生管理
 - （ウ）利用児の健康管理、職員の健康管理
- ウ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- エ 実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- オ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（2）発生時の対応

- ア 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- イ 感染事例等発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- （ア）消毒
 - （イ）支援の実施内容・実施方法の確認
 - （ウ）濃厚接触者への対応 など
- ウ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等により、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- （ア）旭川市子育て支援部
 - （イ）旭川市保健所
- （ウ）旭川市指導監査課
- （エ）嘱託医：旭川医大小児科，旭川市立病院小児科，療育園

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決定により行う。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。